

## レジリエントな地域包括ケア普及について

### ・・・医療・介護・子育て情報等の連携のあり方

#### プログラムとの関連

- |  |
|--|
| <p>1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる。</p> <p>1-6)</p> <p>2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p> <p>2-6)</p> |
|--|

#### 提言骨子

災害発生により被災した地域で暮らす高齢者や障害者、乳幼児等の要配慮者においては、その一人ひとりの実情に応じて必要な医療・介護・福祉サービスが滞ることなく持続できるようにすることが重要である。そのためには、災害時において広域で多様な連携体制が有効に機能する地域包括ケアの整備が急務である。

#### 1. ICT を利用した受援に必要な情報の収集及び活用

被災した地域においては、迅速かつ適切な受援体制を整えておくことで効果的な支援を受けることができる。被災してから、要配慮者のケアに必要な情報収集に手間取

ることがないように、平時から要配慮者のケア情報を全国共通で収集及び活用できるICTを利用したしくみを早急に整備する必要がある。

## 2. 官民連携による情報の管理及び活用に関するガバナンス体制

要配慮者のケアに必要な情報は、平時から関わりのある地域の医療・介護・福祉のサービス提供事業者や市町村等の官民団体がそれぞれ保有している。また、災害時においては、被災地域に限らず全国各地域からの支援者が情報を活用することが想定される。そのため、情報収集及び活用にあたっては、適正な手続きのもとに厳格なガバナンス体制による情報管理を徹底し、本人から同意を取得し官民連携で必要な情報を全国で活用するしくみを早急に整備する必要がある。

## 3. 受援者を支援するために必要な情報内容及び取扱いの標準化

被災地の要配慮者は、真に何を必要としているのかを迅速かつ適切に見極めて、その内容を情報として支援者に正確に伝達する必要がある。また、その情報を受け取った支援者は関係団体に確認し、支援する内容や方法について調整をする。さらに、支援したその後の要配慮者の状況についても関係団体等に情報を提供する。このように災害時に受援者を支援するために必要な情報については、その内容や形式、伝達方法、収集方法等について統一して標準化を図り、全国どこでも利用できるようにする必要がある。

以上の施策により発災後の復旧・復興期間を大幅に短縮させ、同時に要配慮者一人ひとりの自立を早める「レジリエントな地域包括ケア」を平時から地域に根付かせる事が可能になる。

## 補足説明

### (1) ICT を利用した受援に必要な情報の収集及び活用

要配慮者のケア情報を全国共通で収集及び活用のできる ICT を利用したしくみを早急に整備する。これを実現するためには主なものとして次に掲げる制度面、技術面、財政面、運用面について考慮する必要がある。

#### (制度面)

- ・災害時を想定した広域連携による地域包括ケアのあり方
- ・支援者の要配慮者に対する代行ケアサービスの実施時における保険制度の適用

#### (技術面)

- ・マルチベンダーによる多システム間でデータ交換できる情報連携基盤の整備
- ・分散する多様なシステム間を結ぶセキュアなネットワークの整備
- ・分散するケア情報の名寄せ方法の検討

#### (財政面)

- ・初期経費の所要額算定及び費用負担のあり方、財源確保、費用対効果
- ・運用経費の所要額算定及び費用負担のあり方、財源、費用対効果

#### (運用面)

- ・情報連携基盤の運用管理体制
- ・手書き書類で管理しているケア情報の対応
- ・データのバックアップに関する対応

## (2) 官民連携による情報の管理及び活用に関するガバナンス体制

適正な手続きのもとに厳格なガバナンス体制による情報管理を徹底し、本人から同意を取得し、官民連携で必要な情報を全国で活用するしくみを早急に整備する。被災したときに要配慮者に関する情報を収集する際に役立つ情報の所在は平時から明らかにして収集できるように検討する必要がある。主な情報の所在は次に掲げるところがある。

- (市町村) 避難行動要支援者名簿、介護保険被保険者台帳、障害者台帳、母子健康台帳、被災者支援台帳、健康診査台帳、予防接種情報
- (医療関係) 診療情報提供書、看護サマリー、診療記録、看護サマリー、服薬記録、看護記録、口腔ケア記録
- (介護関係) フェイスシート、介護記録、介護サービス利用計画、アセスメントシート
- (子育て関係) 訪問記録、育児相談記録、利用者台帳

災害時には前記の情報をすみやかに収集、保存し有効に活用できるように平時から情報の提供方法を準備しておく必要がある。

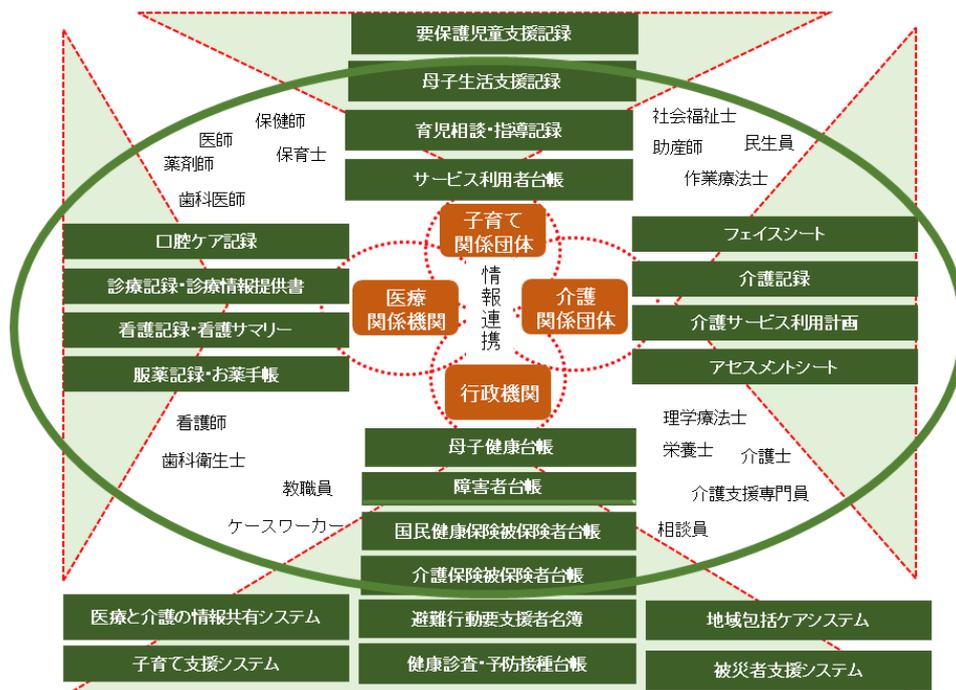
また、誰が情報を活用することについて許諾をするのか、その手続きはどのようにするのか、情報のアクセス権限はどのように管理するのか、情報を活用した後の情報の取り扱いはどうするのか、情報提供した後に情報の内容に変更が生じた場合はどうするのか、情報を活用した後の状況は、どのように情報保有者に報告するのか。このような情報管理に関する共通の管理方策を定める必要がある。

### (3) 受援者を支援するために必要な情報内容及び取扱いの標準化

災害時に受援者を支援するために必要な情報については、その内容や形式、伝達方法、収集方法等について統一して標準化を図り、全国どこでも利用できるようにする。受援者の基本属性情報については、市町村が既に作成している「避難行動要支援者名簿」において、災害基本法 49 条の 102 項に「氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由」が記載されており、この情報が共有する情報のベースとなる。その他、市町村が保有する前記の介護、障害、母子に関する台帳に記載されている情報についても同様と考えられる。(図 1 参照)

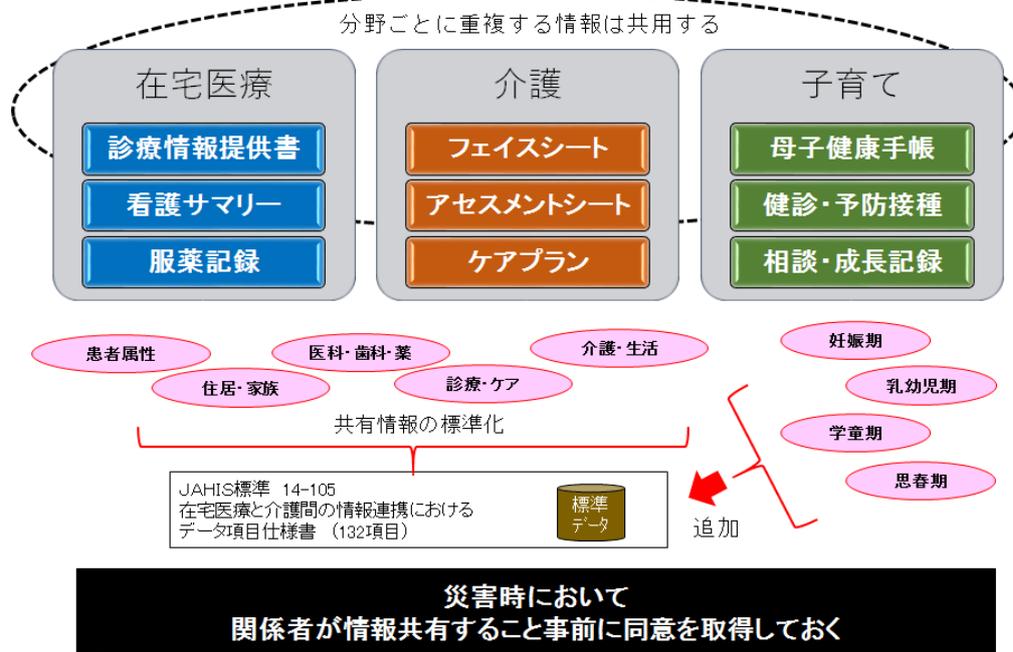
また、在宅医療において、医療及び介護関係者が共有する情報については、既に、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS) において、「在宅医療と介護間の情報連携におけるデータ項目仕様書 (132 項目)」で定義されており、どのような情報をどのような形式で共有するのかについては、これをベースに災害時において受援者を支援する情報の標準化を進める。なお、これらの情報については、既に地域包ケアシステムの整備を進めている地域においては、地区医師会や市町村等において情報共有システムの運用をしている。(図 2 参照)

## 災害時において必要となる情報の種類と保有者



【図1】災害時において必要となる情報の種類と保有者

## 地域包括ケアにおいて共有する情報の標準化



【図2】地域包括ケアにおいて共有する情報の標準化